

No.	仙台市いじめ問題専門委員会 再発防止に向けた提言	【参考】 仙台市いじめ対策等検証専門家会議 今後のいじめ対策についての提言	市・教育委員会の施策	※資料2の該当番号
1	<p>1 いじめがない学校づくりを目指す、学校全体の雰囲気づくり</p> <p>いじめの予防のためには、いじめは絶対にやってはいけないことであるという認識を、一人一人の生徒、教員他、児童生徒に関わる者全てが共有することが必要である。そのためには、日頃から児童生徒に対する啓発を行うとともに、教職員の研修も今まで以上に必要となる。当該校においては、いじめ防止にかかる啓発や研修はそれなりに行われており、教員や生徒にも一般的な理解はあったとは思われるが、その理解が十分に深まっておらず、本事案においては自分たちの対応が重大ないじめ問題に繋がりうるという認識は薄かったと考えられる。いじめとは何か、どういう原因で発生するのか、またどのような経過を辿りやすいのかなど、より具体的に、実態に即した内容をしっかり学ぶことで、学校全体としていじめを防止する雰囲気を創り上げていく必要がある。</p>	<p>(1)児童生徒向けに、伝えたい内容を明確にした上で、適切な手法による啓発を、繰り返し、徹底して行うこと (2)児童生徒一人ひとりの心に届く啓発・教育を、道徳教育等を土台としながら、教育活動全体の中で計画的に進めていくこと (3)誰もが安心して笑顔で過ごせる学級づくりに向けて、児童生徒の関係の把握等、学級集団の状況を客観的な視点で分析し、その結果を活かすなどの工夫を行うこと (4)「いじめ」の定義について、教職員の理解のさらなる徹底を図ること (5)教員は学級づくりに当たっての指導力や、関係機関等との連携のためのコミュニケーション能力の向上に努めること。チーム学校として取り組むよう、校長や教頭などの管理職はリーダーシップを発揮すること (6)児童生徒には様々な特性があり、特別な配慮を要するケースもあることについて、児童生徒のみならず、教職員や保護者に対しても、正しい理解を得られる機会を積極的に設けていくこと (7)教員が配慮を要する児童生徒の対応などに悩んだ場合に、一人で抱え込まずに周囲に相談し、組織として対応するという発想をさらに浸透させること (8)医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教職員に提供したり、教職員の相談に応じられる体制を充実させること (9)教育委員会が実施する児童生徒の障害や疾病への対応に向けた事業や相談支援体制について、教職員に一層の周知を図ること (10)市長部局の専門機関に学校との橋渡し役として教員が配置されていることについて、その重要性を教職員に周知し、学校現場としても積極的な活用を図ること (14)学校が全てという教職員の発想を転換し、学校以外の居場所の活用や活躍の場の存在も認めて、悩んでいる児童生徒に対応すること</p>	<p>1 各学校は、全教職員（幼稚園を除く）が「いじめ防止等対策の徹底に向けたチェックシート」により、いじめ防止等対策に係る基本事項を確認し、いじめの防止等に係る考え方やいじめ防止等の対策について点検している。</p> <p>2 教育委員会は、いじめに係る各種研修や校内研修において、教職員のいじめ問題への理解をより深め、いじめに係る基本的な考え方や対処方法といった基本的な事項について繰り返し研修を行い、正しい理解の浸透を図っている。また、研修においては、受講者へのアンケート結果等も踏まえながら、研修内容の不断の見直しを行っている。</p> <p>3 各学校は、平成30年3月に配布した「子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック」を活用するとともに、児童生徒自身の主体的な活動の推進について、更なる啓発を図っている。また、5月と11月の「いじめ防止「きずな」キャンペーン」の期間中には、各学校ごとに児童生徒の主体性を引き出し、意識の高揚を図るような活動に取り組んでいる。</p> <p>4 平成29年度に、学校全体としていじめの防止に向けた雰囲気を醸成するため、仙台市立学校教頭・学校事務職員研修を合同で「チーム学校の組織体制づくり」をテーマに実施した。</p> <p>5 平成29年度から「いじめ」の定義について全教職員の理解のさらなる徹底を図るために、発展期研修(26年次)・臨時的任用教員研修・養護教諭5年経験者研修に新規でいじめに関連した研修内容を盛り込み、全ての悉皆研修でいじめに関する研修を実施している。</p> <p>6 教員の育成指標にいじめ防止・いじめ対応の項目を加え、ライフステージに応じたいじめ対応に求められる教員の姿を明記している。</p> <p>7 各学校は、学校全体としていじめの防止に向けた雰囲気を醸成するため、学校行事等の機会を活用するなど、教職員・児童生徒・保護者間で、風通しのよい相互の関係づくりを意識しながら学校運営に取り組んでいる。</p>	<p>⇒(10)、(11)、(15) ※</p> <p>⇒10</p> <p>⇒1、11</p> <p>⇒10</p> <p>⇒10</p> <p>⇒(10)</p> <p>⇒32、33</p>

※「資料2」の該当番号について
 ・事業に一部含まれているなど、関連のあるものについては、()を付けて番号を記載しています。

No.	仙台区いじめ問題専門委員会 再発防止に向けた提言	【参考】 仙台区いじめ対策等検証専門家会議 今後のいじめ対策についての提言	市・教育委員会の施策	※資料2の該当番号
2	<p>2 いじめ防止のための校内の体制づくりについて</p> <p>現在の中学校は、様々な役割を持った多様なスタッフが存在している。そのこと自体は、教育の多様性や窓口の多さを保障するものであるが、これまで指摘してきたように、関係するスタッフが組織的・体系的に整理されていなかったり、スタッフの役割が形式的になっているきらいがある。例えば、いじめ対策担当教諭が配置されているにもかかわらず、主として会議の取りまとめ役・情報の整理役という意味合いが強く、実際にいじめが発生した場合、直接の指導は学級担当や学年の担当者が中心になって対処しており、いじめ対策担当教諭が配置されていることのメリットが十分に生かされていない。いじめ対策担当教諭を中心に、生徒ごと事案ごとに必要となるスタッフを選任し、実質的な権限を付与するなど、学校全体をあげてチームとして対処すべきである。</p> <p>また、いじめが発生したならば、まだ芽のうちに対処できるように、日頃から教員間の連携を密にするとともに、学校としての情報共有のシステムを構築しておく必要がある。この点について、本事案においても、いじめ等に対する定例の会議の構成やその結果の情報伝達が必要も有効かつ効率的ではなかったことは、すでに指摘したとおりである。</p>	<p>(15)学校において組織的に対応することが重要。管理職は教職員相互のコミュニケーションが図られるよう努めること</p> <p>(16)教職員が配慮を要する児童生徒の対応などに悩んだ場合に、学校の内外を問わず助けを求められる体制づくりを推進すること</p> <p>(17)いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の拡充を図りながら、学校全体の組織的対応力を向上させる取り組みを進めること</p> <p>(38)管理職は、教職員相互のコミュニケーションが活発になるよう普段から努め、いじめ事案に対して組織的に対応できる環境を整えること</p> <p>(40)全ての教職員が児童生徒の不調・変化を見逃さず、校内で情報を共有できる環境づくりを進めること</p> <p>(50)校長や教頭などの管理職はリーダーシップを発揮し、教員が学級づくりに当たっての指導力や、関係機関等との連携のためのコミュニケーション能力の向上に努め、チーム学校として取り組むこと</p>	<p>1 各学校の校長は、「いじめ防止等対策の徹底に向けたチェックシート」によりいじめの防止のための校内体制を確認し、必要に応じて体制の改善を図っている。</p> <p>2 各学校は、「いじめ対策担当教諭」をはじめ、各学校に配置されているいじめ対応に係る教職員や外部の専門職の役割が適切に果たされているか確認を行い、必要に応じて見直しを行いながら、一層の活用を図っている。</p> <p>3 各学校は、いじめを認知した際には、「学校いじめ防止等対策委員会」において、いじめ対策担当教諭や関係教職員が行う具体的な役割や対応について確認するなど、学校全体をあげて組織で対応することを徹底している。</p> <p>4 各学校は、いじめを認知した際は、情報の共有、「学校いじめ防止等対策委員会」における対応方針の協議、組織的対応といった一連の流れについて確認を行い、全ての教職員が共通理解の下に組織を有効に機能させ、適切かつ迅速な対処を図っている。</p> <p>5 各学校は、被害児童生徒の心理面での傷つきに配慮するため、養護教諭やスクールカウンセラーを「学校いじめ防止等対策委員会」のほか、「生徒指導会議」や「ケース会議」にも参加させるなどの連携を強化し、心理的なアセスメントや助言を得ながら対応している。</p>	<p>⇒(15)、(11)</p> <p>⇒28、29、30、31、6、7、22</p> <p>⇒(11)、(15)、(6)(7)</p> <p>⇒(11)、(15)</p> <p>⇒(11)、(15)、(24)(28)</p>
	<p>加えて、いじめ問題が発生した場合に速やかに解決に向けて対処することは当然であるが、それだけでなく、被害生徒の心理面での傷つきにも十分な配慮を払う必要がある。そのためには、スクールカウンセラー等の専門家を積極的に活用し、被害生徒のメンタル面でのサポートが不可欠である。</p>	<p>(18)スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等について、計画的な人員拡充に努めること。その際、多角的な視野を持ちつつ、学校現場に理解のある適切な人材の配置を図ること</p> <p>(19)スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等について、その存在や役割に関する教職員への周知を徹底すること。その際、市長部局の専門機関など専門性を有する関係機関との連携の重要性についても周知すること</p>	<p>6 教育委員会は、学校から緊急にスクールカウンセラーによる助言を得たい旨の相談があった場合には、可能な限りこれに応じて派遣するなど、専門家のより一層の活用を図っている。</p> <p>7 各学校は、スクールカウンセラーによる校内研修を年間計画に位置付けて実施し、全ての教職員がいじめを受けている児童生徒の心理状況を理解し、児童生徒に寄り添った対応を行うことができるよう努めている。また、各学校は、いじめの相談を受けた場合には、スクールカウンセラーも交えて対応するなど組織的な対応を行っている。</p> <p>8 教育委員会は、スクールカウンセラーの資質向上に向け、教育委員会が実施するスクールカウンセラー対象の研修内容の見直しを行い、一層の充実を図っている。</p> <p>9 教育委員会主催の特別支援教育コーディネーター連絡協議会において、各学校の特別支援教育コーディネーターが、特別な配慮を要する児童生徒のより良い支援の在り方等について、情報交換を行っている。</p>	<p>⇒24、27(28)、(29)、(30)</p> <p>⇒28、(10)、11</p> <p>⇒28、(10)</p> <p>⇒(10)、(26)</p>
	<p>また、いわゆる加害生徒についても、どうしてそういう行為に出してしまったのか、再発を防止するためにはどうしたら良いかなどについて、より踏み込んだ専門的なサポートが必要である。すなわち、加害生徒について専門的なアセスメントを実施し、問題点や弱点を明らかにした上で、例えば、様々なトラブル場面を想定したソーシャルスキル・トレーニングを実施したり、問題場面での認知の偏りを把握し修正する認知療法や、怒りのコントロールを中心としたアンガー・マネジメントを取り入れるなど、加害生徒の問題性を改善するために適切な介入を行うことが有効と考えられる。さらに、先に指摘したように、加害生徒の保護者の協力を得ながら、学校と家庭が協力して問題点の改善に向けて努力していくことも重要である。</p>	<p>(37)いじめを行った児童生徒に対して指導を行った上で、いじめを行うに至った背景を丁寧に探るとともに対策を講じ、いじめを繰り返さないよう対応すること</p>	<p>10 教育委員会は、スクールカウンセラーによる心理的な支援の視点を授業に生かすため、教職員とスクールカウンセラーが協働して、心の健康や良好な人間関係の形成等を目的とした授業の実践例を構築している。また、全市立小中学校に対して、道徳科や学級活動等での積極的な活用を促している。</p> <p>11 各学校は、加害児童生徒の問題行動の改善等に当たり、加害児童生徒の保護者の理解と協力が不可欠であることを踏まえ、いじめ対策ハンドブックを用いて、保護者との連携の重要性等について校内研修等で再認識している。その上で、保護者との連携と共通理解の下に対処している。</p> <p>12 各学校は、加害児童生徒への対応に当たっては、加害児童生徒がいじめを行うに至った要因を把握するように努めるとともに、加害児童生徒自身がいじめや虐待を受けているといった要因を把握したときは、必要に応じて児童相談所をはじめとする関係機関と連携し、支援その他いじめの再発防止に留意しながら、必要な対応を行っている。</p>	<p>⇒28、(13)</p> <p>⇒11、32、33</p> <p>⇒11、(15)</p>

※「資料2」の該当番号について

・事業に一部含まれているなど、関連のあるものについては、()を付けて番号を記載しています。

No.	仙台市いじめ問題専門委員会 再発防止に向けた提言	【参考】 仙台市いじめ対策等検証専門家会議 今後のいじめ対策についての提言	市・教育委員会の施策	※資料2の該当番号
	<p>3 一人一人の生徒の特性を踏まえた指導について</p> <p>いじめを防止するためには、周囲の人間の、他人と違うところ、異質な点を否定・排除するのではなく、それぞれの個性ととらえて、それを尊重し、生かしていくような教育が必要である。特に、本事案においては、学校側の、指導に配慮が必要な生徒に対する理解が十分でなく、指導方法も必ずしも適切でないことがうかがわれた。</p> <p>こうした問題を改善していくには、教員が、個々の生徒の特徴を見抜き、適切な指導を提案・実行することができるスキルを把握することが求められる。こうしたスキルを身につけるためには、個々の教員の個人的研鑽に加えて、実際の現場の指導に役に立つ研修機会等を十分に提供することが必要である。教員の指導能力を高めるために様々な研修はすでに実施されているが、聴き取り調査等の結果からは、必ずしも実践的・実用的な内容とは言えない面があることがうかがわれた。例えば、それぞれの生徒の個別性を理解し、その個別性に即した適切な援助や指導の具体的方法を導き出すための研修や、対人スキルの指導法などを取り入れたり、学校現場での事例検討会を継続的に行うなどの、実際の指導で有効性を発揮するような研修の実施方法が検討されるべきである。</p>	<p>(6)児童生徒には様々な特性があり、特別な配慮を要するケースもあることについて、児童生徒のみならず、教職員や保護者に対しても、正しい理解を得られる機会を積極的に設けていくこと</p> <p>(7)教員が配慮を要する児童生徒の対応などに悩んだ場合に、一人で抱え込まずに周囲に相談し、組織として対応するという発想をさらに浸透させること</p> <p>(8)医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教職員に提供したり、教職員の相談に応じられる体制を充実させること</p>	<p>1 教育委員会は、初任者、中堅教員、ミドルリーダー等の年次研修や管理職を対象とした研修において実施しているいじめや児童生徒理解に係る講義や演習について、より効果的で専門的なスキルの習得にもつなげるものとなるように研修全体の体系について検証を行い、必要とされる知識が必要な教職員に適時適切に研修されるよう、その見直しを図っている。また、要請のあった学校に仙台市発達障害児教育専門家チームを派遣することを通して、配慮を要する児童生徒の特性についての理解を深めるとともに、専門家による校内支援体制へのコンサルテーションを行っている。</p> <p>2 各学校は、校長のリーダーシップのもと、児童生徒の指導に際し組織的に対応するとともに、事案に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や外部の専門機関に会議への参加を求めるとともに、積極的な連携を図っている。</p> <p>3 教育委員会は、教員の多忙な状況の解消に向け、学校における教員の安定的な配置が図られるよう、現職の教員向けの特別選考制度や育児休業代替任期付き教員採用制度のほか、社会人特別選考制度等を新設し、教員確保の取組みを更に推進することにより、定数に占める正規教員の割合の維持・向上を図っている。また、教員支援を行う各種の職員の充実を図るとともに、国に対する教員定数改善の要望を継続している。</p> <p>4 教育委員会及び各学校は、学校が担うべき業務を改めて検証した上で、事務負担や会議の削減等、業務の効率化に取り組みながら、教職員の業務量及び勤務時間の適切な管理、教員の働き方に関する意識改革、勤務時間の割振の適正な実施など、効果的で実効性のある働き方改革を推進し、多忙化解消の更なる推進を図っている。</p>	<p>⇒10</p> <p>⇒11 (28)、(29)、(30)</p>
3	<p>また、すでに述べたように、いじめの加害生徒に対する指導という視点も必要であり、上述のとおり、加害生徒の抱える問題を踏まえた指導を行うための知識と技術を身につけることも重要である。ただし、これらすべてを一人の教員が十分に身に付けることは現実的に困難であろうから、それぞれの教員が得意分野を作り、学校内でチーム体制を組むことや、学校の現場で実力を発揮できる専門家を配置し、教員においては、これらの専門家を活用し、協力体制を構築する能力を身に付けることを目指すべきであろう。</p>	<p>(18)スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等について、計画的な人員拡充に努めること。その際、多角的な視野を持ちつつ、学校現場に理解のある適切な人材の配置を図ること</p> <p>(19)スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等について、その存在や役割に関する教職員への周知を徹底すること。その際、市長部局の専門機関など専門性を有する関係機関との連携の重要性についても周知すること</p> <p>(44)事案の重大化を防ぎ、早期解決を図るため、弁護士等の専門家による研修等を開催し、教職員の対応力のさらなる向上を図る機会を提供すること</p>	<p>5 平成30年度に、発達障害理解シンポジウム市民開放講座「発達障害は特別？」を仙台市PTA協議会の協力を得て実施し、教職員・保護者の発達障害への正しい理解を得る機会を設けた。(保護者400名参加)</p> <p>6 フレッシュ先生1年次研修「特別支援教育の理解～発達障害児童生徒理解」、フレッシュ先生3年次研修「人を人として大切に」(人権教育)、5年次ブロック研修「配慮を要する児童生徒の理解と支援」、中堅教諭等資質向上研修「認め合い、学び合う学級づくり」～特別支援教育の充実を目指して～、「豊かな心の育成を目指して」「学校づくりを担うミドルリーダーとしての役割」、新規・5年・10年経験養護教諭研修「健康相談と保健指導(ケース会議)」、教頭研修「インクルーシブ教育システム構築に向けて」、学校事務職員研修「これから求められる学校事務職員の役割」を新規に研修内容に盛り込み、特別な配慮を要する児童生徒への組織として対応力の向上を図っている。</p>	<p>⇒(32)、(33)</p> <p>⇒10</p>
	<p>また、学校現場での指導は最終的には校長等の管理者の決定のもとに行われるのであるから、管理者にも、こうした配慮を必要とする生徒への指導についての十分な理解があることが望ましい。したがって管理者向けの研修を充実していくことも必要である。学校全体として、生徒の個性を認め、それを伸ばすような教育を実現していくような環境づくりが望まれる。</p>	<p>(51)校長や教頭の学校経営や危機管理等に関する能力の維持向上に資するため、外部との積極的な交流等を通じて研鑽を図ることができる機会を確保すること</p>	<p>7 管理職研修、フレッシュ先生3年次研修、5年次ブロック研修、中堅教諭等資質向上研修、ミドルリーダー研修講師をスクールロイヤーに依頼し、事例を基に法的な視点からのいじめ対応力の向上を図っている。</p> <p>8 新任教頭研修に仙台市職員研修所と共催で実施する危機管理等の研修を新規に盛り込み、外部との積極的な交流等を通して研鑽する機会を設けている。</p>	<p>⇒10、(11)</p> <p>⇒10</p>
	<p>さらに、きめの細やかな指導を行うことを阻害する要因として、教員の多忙さも問題である。教員の過重労働が社会的に問題になっているところ、教員が一人一人の生徒に目を配り、創意工夫ある教育を展開するためには、教員の側に心身の余裕があることも必要である。スタッフの増員、形式的な書類仕事の整理、組織の効率化等、教員の過重労働を減らすための組織的な取組も重要と考えられる。</p>	<p>(47)教員が児童生徒と十分に向き合うことができる体制の確保を図るため、教員の多忙化解消のための取り組みをさらに前進させること。併せて、教員の負担感や多忙感の原因分析を行い、過度な負担がある場合には、外部の機関や専門職を積極的に活用するなど、教員に対するサポート体制のさらなる充実を図るといった負担軽減策を検討すること</p> <p>(48)現場の教員は、いじめや体罰等に関して既に多くの取り組みを行っている。今後、新たな取り組みを行うときは、これまでの取り組みで、効果の薄いものはやめることも考えること</p>	<p>9 新任校長研修に事例研究ロールプレイ、フレッシュ先生1年次・新規採用養護教諭・新規採用事務職員研修に臨床心理士を講師とした「コミュニケーショントレーニング」等実践的な対応力の向上を目指す内容を盛り込んで実施している。</p> <p>10 多様性を認め合い、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりについての「人権教育研修」を実施している。</p>	<p>⇒10</p> <p>⇒10</p>

※「資料2」の該当番号について

・事業に一部含まれているなど、関連のあるものについては、()を付けて番号を記載して

No.	仙台市いじめ問題専門委員会 再発防止に向けた提言	【参考】 仙台市いじめ対策等検証専門家会議 今後のいじめ対策についての提言	市・教育委員会の施策	※資料2の該当番号
4	<p>4 体罰の防止に向けて</p> <p>これまでも研修等を通じて行われてきていることではあるが、改めて、各教員に対して、体罰は絶対に許されるものではないという基本的理解についての確認を行う必要がある。教師においては、体罰が許されるものではないということは、一般論としては理解されていると思われるが、本件体罰事案②に見られたように、個々の場面においては教師間で理解のずれが生じていることもあり得るので、より具体的な場面や事例を用いた研修を行うなど、現場での実践に直結するような形で研修などが求められよう。その上で、学校全体としても、体罰防止に向けて強い意識を持ち、組織としてそれを実践し、各教員にそうした意識が浸透するよう働きかけていく必要がある。</p> <p>さらに、「3 一人一人の生徒の特性を踏まえた指導について」で述べたように、個々の生徒の個性に対応するため、教師の十分な専門的スキルに基づいた適切・的確な指導が求められており、安易に画一的な指導を行ったり、教師の一方的な押し付けに陥ることがないように細心の注意を払う必要がある。一人一人の生徒に寄り添うような指導を行なっていくため、先に述べたように専門的スキルの向上に努めるとともに、教師が生徒を一人の人間として尊重するような意識を高めていくこともまた必要であり、そのための研修等を充実させていくことが求められる。</p>	<p>(11)体罰を含めいじめ防止対策の研修や資料については、教職員にしっかり浸透するよう工夫すること (12)体罰や不適切な指導を行った際の状況や教員の心理を踏まえて、困難な状況下での指導スキルの向上の取り組みを進めること (13)体罰・不適切な指導と、教育上必要な場合に認められる児童生徒への懲戒についての違いを、教職員に周知すること</p>	<p>1 各学校において、教育委員会が作成した「コンプライアンス研修資料 不祥事の根絶に向けて」「体罰・不適切な指導防止ハンドブック」を活用して研修を行うことにより、教員一人一人が、いかなる場合も体罰を行ってはならないことを改めて自覚するように促している。また、教育委員会等が実施する研修会をとおして、様々な個性・特性を持つ児童生徒の理解とそれぞれに合った支援・指導の在り方への考察を深めることができるようにしている。さらには、各学校が年間をとおして定期的に体罰に関する教員の認識を確認し、体罰の皆無と、児童生徒に対する適切な指導の徹底を図っている。</p> <p>2 教育委員会は、初任者、中堅教員、ミドルリーダー等の年次研修や管理職を対象とした研修において実施しているいじめや児童生徒理解に係る講義や演習について、より効果的で専門的なスキルの習得にもつなげるものとなるように研修全体の体系について検証を行い、必要とされる知識が必要な教職員に適時適切に研修されるよう、その見直しを図っている。また、その際には、特に配慮を要する児童生徒に対する正しい理解と適切な対応や、加害児童生徒の抱える問題を踏まえた指導を行うための知識と技術等も盛り込んでいる。</p>	⇒12、(15) ⇒10、(11)
5	<p>5 小学校から中学校への引継ぎについて</p> <p>指導上の課題を有する生徒の問題は小学校時に顕在化しがちであることや、一般に小学校の方が中学校に比べてより一人一人の生徒に密着した指導をすることが多いことなどから、小学校の側にはそれぞれの生徒についての貴重な指導上の情報やノウハウが蓄積されていることが多いが、それが中学校での指導に有効に活用されていない。「中1の壁」などと呼ばれるような、小学校から中学校に入学する際の適応の問題が大きく取り上げられるようになってきているところ、小学校と中学校の、これまで以上の有機的な連携の体制が求められる。</p> <p>生徒の問題性に応じて、より踏み込んだ情報の伝達を行うことに加え、中学校の側にも、小学校から伝達された情報を、実際の生徒指導に有効に活用していこうとする姿勢と体制が必要である。比較的軽微な問題性を持つ生徒についても情報伝達の範囲を広めることや、必要に応じて、中学校の生徒指導にかかる会議に、小学校の先生をオブザーバーで呼ぶなどすることで、小学校から中学校へのスムーズな情報の伝達や、指導方法におけるシームレスな継続が求められる。</p>	(なし)	<p>1 特に中学校への進学時においては、小学校から中学校に情報が十分かつ適切に伝わるよう、連絡会や引継ぎ会の設定時期に配慮し、例えば中学校の教職員が学区内の小学校を訪問して学校生活の様子を直接確認するなど工夫しながら、小中双方の学校が情報共有や引継ぎの徹底を図っている。</p> <p>2 引継ぎを受けた中学校は、入学者が円滑に学校生活を送れるよう、小学校からの情報を十分に踏まえ、個々の事情への理解を深めながら適切に組織で対応している。</p> <p>3 教育委員会は、各学校に対し、学校間の引継ぎについては小中学校間に限らず重要であることから、幼保小間、あるいは市立学校以外との連携も含め、「児童生徒理解・教育支援シート」等を効果的に活用し、児童生徒の支援等に必要な情報が十分かつ適切に伝わるよう工夫することを周知している。</p> <p>4 教育委員会は、各学校に対していじめ防止等対策に係る総点検を実施し、「前年度末における小中間における引継ぎ資料」及び「懸案事項に関する任意資料」(いじめ事案、不登校ケース等)について資料の提出を求め、必要な情報が十分かつ適切に引継ぎが行えているか把握に努めている。また、十分な引継ぎになっていない場合は、いじめ不登校対応支援チームによる学校訪問にて、引継ぎ情報の伝達について指導助言を行っている。</p>	⇒11 ⇒11、27
6	<p>6 被害生徒の関係者等への援助について</p> <p>本事案において、事案発生後、当該生徒の保護者など関係者へのサポートが必ずしも十分でなかったことが指摘できる。保護者等に対する対応において十分な配慮をするため、保護者等からの希望があった場合には、学校側の対応スタッフに心理的援助の専門家を加えることが考えられる。また、事案発生以後の保護者等の心身のサポートのために、利害が対立する可能性もある教育委員会や学校関係者でない、中立的・第三者的な機関・組織を紹介することなども考慮されるべきである。</p> <p>加えて、調査においては、遺族への配慮という面からも、その期間があまり長期にならないよう迅速に進めるとともに、調査が一定期間以上にわたる場合は、被害生徒の保護者等に対して第三者委員会から調査の経過説明を行うことが望ましい。また、保護者の方から第三者委員会への要望等がある場合は、要望書を提出してもらうなど、保護者と第三者委員会のコミュニケーションを保つことによって、信頼感の醸成に努めることも重要であろう。</p>	<p>(20)現に悩みや苦しみを抱えている子どもを着実に救うことができるよう、解決に向けて市全体でバックアップする体制を組むこと (21)発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること (46)現に悩みや苦しみを抱えている子どもを着実に救うことができるよう、学校、教育委員会以外に、個別事案に関する調査・調整権限等を有する第三者機関等の設置に向けた検討を進めること</p>	<p>1 教育委員会は、重大事態が発生した場合には、緊急にスクールカウンセラーを当該校に派遣し、児童生徒や希望に応じてその保護者のケアに当たるほか、児童生徒及びその保護者からの要望を踏まえながら、サポート体制の充実を図っている。</p> <p>2 教育委員会は、重大事態が発生した場合には、その事実関係について十分に把握・整理し、被害児童生徒及びその保護者にも十分配慮した上で対外的な対応を行うよう努めている。また、その調査を行うことになった場合には、被害児童生徒及びその保護者に対する調査組織や調査開始後の状況等の経過説明に際して、事務局として丁寧かつ速やかな説明と信頼感の醸成に努めている。</p>	⇒24 ⇒(15)

※「資料2」の該当番号について

・事業に一部含まれているなど、関連のあるものについては、()を付けて番号を記載して